

発達障害児・者を支える社会資源



(埼玉県のマスコット コバトンとさいたまっち)



－ はじめに －

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、制度の狭間におかれていた発達障害者にも福祉的援助の道が開かれています。

しかし、発達障害の支援制度は不十分であり、実際には既存の制度やサービスの中で、発達障害の具体的な症状、年齢、今後の目標などによって、どの制度を利用することができるか検討していくことが必要になります。

そこで本冊子「発達障害児・者を支える社会資源」では、①医療費・経済保障制度 ②福祉のサービス ③就学・就労等の支援 ④相談機関 について、フローチャート等を用いて紹介します。

また、本冊子で紹介するほかにも各種制度があります。HPなどで公開しております、埼玉県発行の「障害者の福祉ガイド」も参考にしてください。

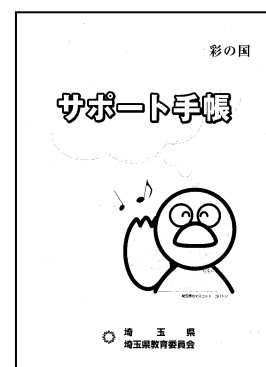
また、埼玉県では、「サポート手帳」を普及しています。

この「サポート手帳」は、「相談支援ファイル」と「サポートカード」から成っています。

「相談支援ファイル」は、乳幼児期から成人期まで、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関が支援内容等の情報を共有し、一貫した支援を行うための手帳です。

「サポートカード」は、医療機関への受診の際など、様々な生活場面で自分の障害について説明ができ、障害の特性を適切に理解してもらうためのカードです。

各ライフステージを通して、よりよい支援が受けられるようにしたり、ご本人の障害特性を理解してもらったりするためのツールとして活用を促進しています。



令和4年8月



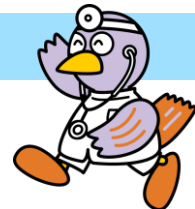
医療費や経済的な支援は？

障害者にとって、医療費や経済的な支援は重要な問題です。

ここでは、医療費や経済的支援に関して、利用できる可能性のある制度を紹介します。

なお、各制度には利用要件などがありますので、くわしくは市町村窓口などでご相談ください。

医療費



国民健康保険

健康保険

【高額療養費制度】 窓口 市区町村・会社の健康保険組合・社会保険事務所

月額医療費自己負担のうち、限度額を超えた分が後日の請求で支給される制度。

限度額適用認定書(事前申請が必要)を医療機関の窓口へ提示すれば、限度額までの支払いとなります。

70歳以上は高齢受給者証を医療機関の窓口へ提示してください。提示がなければ適用されません。

窓口での支払いに伴う一時的な負担を軽減するため、**貸付制度**や限度額超過分を直接保険者が医療機関に支払う**受領委任払制度**を設けているところもありますので、確認してみましょう。

【自立支援医療（精神通院）】 窓口 市区町村 障害福祉担当

精神障害により、継続的に通院治療が必要な場合、障害者総合支援法による自立支援医療の申請が可能です。自己負担は1割（所得に応じて上限額設定）で、主治医の意見書が必要です。

発達障害においても、継続的に通院治療が必要な場合は該当することがあります。

【その他の制度】

重度障害者医療費助成制度(市町村)、健康保険組合独自の付加給付、生命保険(医療保険)による入院保障などがあります。対象や給付内容は市町村や組合、保険によって異なりますので、確認が必要です。

特別児童扶養手当・年金制度

特別児童扶養手当

窓口 市区町村窓口

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方が対象。障害の状態に応じて手当(1級、2級)が支給されます。

国民年金

【障害基礎年金】 窓口 市区町村窓口

年金加入者(国民・厚生・共済)が対象。障害の程度に応じて、障害基礎年金(1級～2級)が支給されます。20歳前の障害の場合は、20歳から支給されます。

厚生(共済)年金

【障害厚生(共済)年金】 窓口 年金事務所

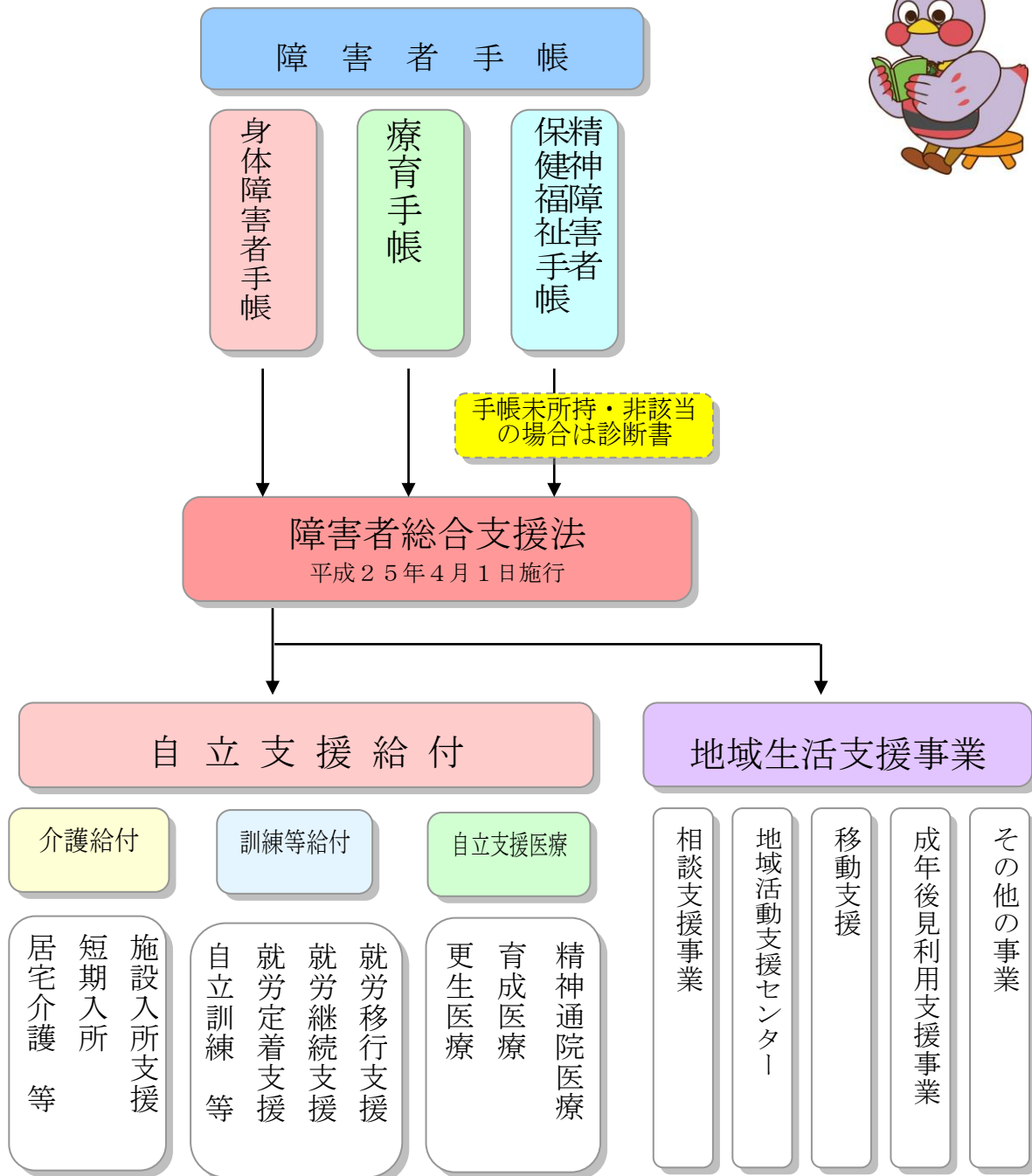
厚生(共済)年金加入者が対象。障害の程度に応じて障害基礎年金+上乗せ分(障害厚生年金(1級～3級))が支給されます。3級は障害基礎年金が支給されず、障害厚生年金のみ支給されます。

3級に該当しない場合でも、障害手当金(一時金)が支給される可能性があります。

障害基礎年金・厚生年金ともに、障害が固定(概ね初診日から1年6ヶ月後)されてから申請します。発達障害は精神の障害に分類されます。

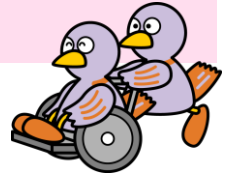
福祉のサービスは？

ご本人の障害状態や年齢などによって利用できる制度やサービスが異なるため、市区町村に相談しながら、制度を上手く活用していくことが大切です。



各制度の詳細な説明は次のページへ！

障害福祉のサービス



障害者手帳制度

窓口 市区町村窓口

【身体障害者手帳】

障害の程度（1～6級）により、身体障害者手帳の対象となります。

申請には「身体障害者福祉法15条による指定医」の診断書が必要です。

【精神障害者保健福祉手帳】

発達障害は「心理的発達の障害、小児（児童）期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害」に該当し、障害の程度（1～3級）により、精神障害者保健福祉手帳の対象となります。

申請には精神科医の診断書が必要ですが、発達障害の場合は小児科医や神経内科医等でも可能です。

初診日から6か月以上経ってから申請ができます。

【療育手帳】

18歳前の受傷や発症で知的発達に障害が生じた場合、障害の程度（A～C）により、療育手帳の対象となります。申請後、知的障害者更生相談所又は児童相談所（18歳未満）で判定を受けます。

各種税金や公共料金等の優遇（控除や減免）、公営住宅入居の優遇、障害者法定雇用率適用等のサービスを受けられます。手帳の種類や障害の程度、自治体により利用できるサービスが異なります。

障害者総合支援法・児童福祉法

窓口 市区町村窓口

【障害者総合支援法・児童福祉法の概要】

障害者総合支援法によるサービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児を対象としたサービスは平成24年4月から根拠規定が児童福祉法に一本化され、体系も「障害児通所支援」と「障害児入所支援」に再編されました。

障害の種別にかかわらず、障害の程度やニーズによって利用できるサービスが決定されます。

<対象者>

障害者手帳の所持が原則（身体障害者は必須）ですが、精神障害者は障害を証明する診断書があれば申請が可能です。知的障害を伴わない発達障害者は精神障害者として申請ができます。

【発達障害児・者の利用が見込まれる主なサービス】

◆自立支援給付

介護給付 ホームヘルプ、短期入所、入所施設等での介護サービスなどが利用できます。

訓練等給付 就労や自立生活等に向けた訓練サービスです。就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立訓練などがあります。

自立支援医療 精神科への継続通院等の医療費の支給などがあります（2ページ参照）。

◆地域生活支援事業

地域の特性や利用者のニーズに応じて、地域生活を支援するために市町村が行う事業です。

サービスの内容や利用者負担の有無などは実施市町村によって異なります。

相談支援事業 障害のある方やご家族からの相談に応じて、各種福祉サービスの利用や権利擁護などについての支援を行います。

地域活動支援センター 通所による創作活動や交流の場を提供します。日中の活動場所（居場所）として利用できます。

◆障害児通所支援

- 児童発達支援** ①児童発達支援センター：通所支援のほか、障害児支援の拠点として地域支援を行います。
②児童発達支援事業：身近な療育の場として、就学前の障害児への支援を行います。
- 放課後等デイサービス** 放課後や夏休みに生活能力向上のための訓練等を提供します。また、放課後の居場所づくりを推進しています。
- 保育所等訪問支援** 保育所等を利用（予定）の障害児に対して、訪問により専門的な支援を提供します。

◆障害児入所支援

- 障害児入所施設** 3障害（身体・知的・精神）に対応し、自立に向けた計画的な支援を提供します。福祉型と医療型の2類型があります。

【利用者負担】

サービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、所得等に配慮した負担（応能負担）となっています。月ごとの利用者負担には上限があります。所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

また、入所施設等の利用時に医療費や食費が減免されるなど、利用者負担の軽減措置があります。

なお、市町村民税非課税世帯の場合には、利用者負担はありません。

県の診療・療育体制

【中核発達支援センター】（社会福祉法人へ委託）

発達障害児が、早期に専門的な支援が受けられるように医療型障害児入所施設に医師及び作業療法士等の専門職を配置し、診療・療育の拠点として県内に3か所運営しています。

- 光の家療育センター（毛呂山町）
- 中川の郷療育センター（松伏町）
- 福祉医療センター太陽の園（熊谷市）

【地域療育センター】（社会福祉法人等へ委託）

専門的な知識を有する作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床発達心理士などの専門職が、アセスメントにより子どもの特性を把握し、その子に合った個別療育を提供することによって、子どもの発達を促します。（専門職の配置はセンターによって異なることがあります。）

- 南部地域療育センター（川口市）
- 東部地域療育センター（越谷市）
- 川越比企地域療育センター（川越市）
- 利根地域療育センター（久喜市）
- 秩父地域療育センター（秩父市）
- 南西部地域療育センター（志木市）
- 県央地域療育センター（桶川市）
- 西部地域療育センター（入間市）
- 北部地域療育センター（寄居町）

その他の制度・サービス

【成年後見制度】

障害のために判断能力が不十分となり、財産管理や日常生活に困難が出てきた方を支える制度です。

すでに支援が必要な方のための法定後見と、判断能力が不十分になった時に備えて、ご本人が任意後見人を選出しておく任意後見があります。

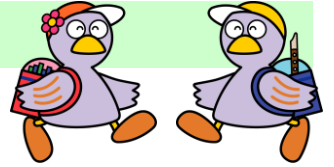
【福祉サービスの利用援助（あんしんサポートねっと）】 **窓口** 市町村社会福祉協議会

福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、年金等の受領、生活費のお届け等の金銭管理などの援助を行います。

就学や就労のための支援は？

就学にあたっては、市町村教育委員会などと十分に相談をしていくことが重要です。また、就労に際して仕事の手順を覚えられない、臨機応変に対応できないなどの問題に直面することがあります。安心して働くために就労支援を受けることを検討しましょう。

就学への支援



【学校生活の支援】

就学にあたって、学校や家庭でどのような配慮や支援が必要なのか、主治医、療育担当者、学校、市町村教育委員会とよく相談することが大切です。

【就学時健康診断】

就学時健康診断は、学校保健安全法に基づき、子どもが健康で楽しい学校生活を送れるように、予め健康状態を把握し、入学の準備をしていただくために実施するものです。

学校医や学校歯科医による健診及び視力、聴力、発達状況などの検査が行われます。

小学校入学にあたり心配なことがある場合は、就学時健康診断を機会に、学校や市町村教育委員会に相談することができます。

【特別支援教育】

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、全ての学校で障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

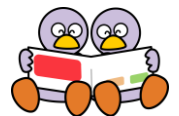
◇ 特別支援学校

特別支援学校では、小中学校等に準ずる教育を行うとともに、一人一人の障害に応じた特別の指導(自立活動)を行っています。また、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

◇ 特別支援学級

小中学校において、少人数によるきめ細かな指導を行う学級が特別支援学級です。

特別支援学級では、基本的には、小中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっています。



◇ 通級による指導

小中学校において、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別の教育の場(通級指導教室)で受ける教育の形態です。本県には、難聴・言語障害通級指導教室と発達障害・情緒障害通級指導教室があります。

◇ 特別支援教育コーディネーター

小中学校には、保護者からの相談窓口、特別支援教育の研修会の開催、関係機関との連絡・調整などの校内のコーディネート役を果たす教員(特別支援教育コーディネーター)が指名されています。

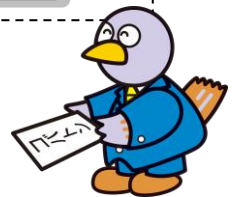
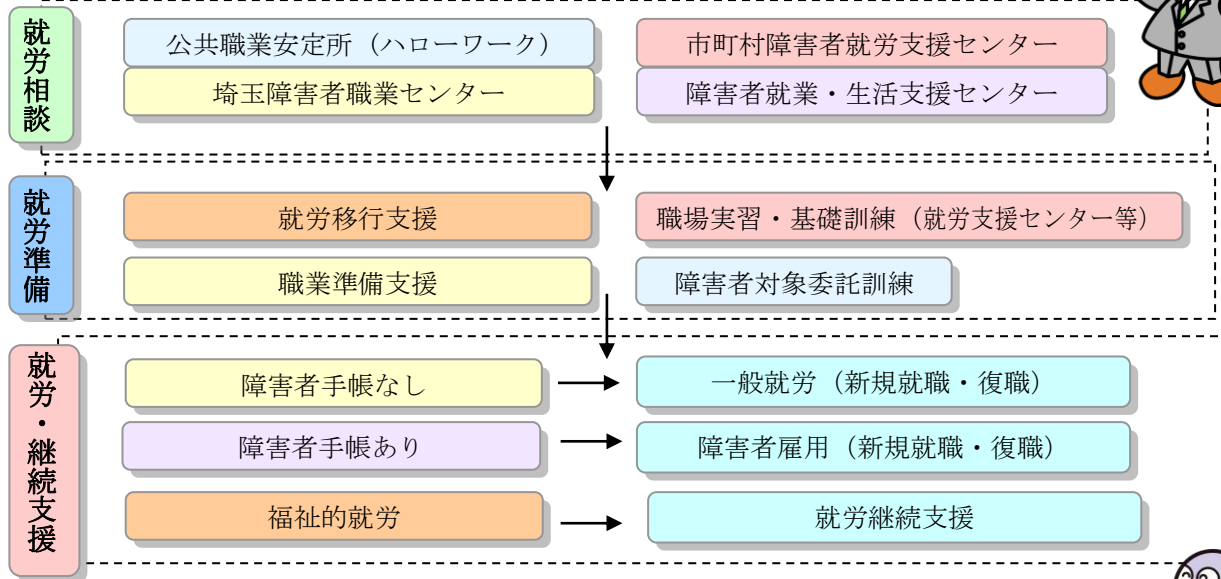
◇ 特別支援教育支援員

小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりします。

【その他の支援】

学校生活に心配なことや不安なことがある場合は、遠慮なく担任に相談しましょう。管理職や養護教諭、特別支援教育コーディネーターも相談に応じます。また、スクールカウンセラーなど専門家に相談することもできます。

就労への支援



就労相談・準備

【就労支援・相談支援】

◇ 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

発達障害者の就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場での定着まで支援を実施

◇ 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

地域における総合的な支援ネットワークを構築し、発達障害者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を実施（さいたま市在住の方は、さいたま市発達障害者支援センターへ問合せ）

◇ 障害者相談支援事業所（市町村が設置）

障害のある方が地域で生活していくうえでの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を実施

◇ 就労移行支援事業所

一般就労を希望する障害者に、生産活動、職場体験その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場開拓、職場定着のために必要な相談、その他の支援を実施

◇ 就労定着支援事業所

障害者が就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用されてから6月を経過した後、引き続き就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けた支援を実施

◇ 障害者就業・生活支援センター

障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を、県全体を対象に実施

◇ 市町村障害者就労支援センター（市町村が設置）

障害者やその家族に対して職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援を実施

◇ 公共職業安定所（ハローワーク）

障害者専門の窓口では、障害の特性に応じた就職支援を実施

◇ 埼玉障害者職業センター

障害者の職業自立のための職業相談から職場適応指導までの業務を専門的・総合的に行う機関として、職場の相談・評価・準備支援・適応援助者事業、うつ病等による職場復帰支援などの業務を実施

◇ 国立職業リハビリテーションセンター

障害者の職業能力等の評価から職業訓練、職業指導、職業紹介までの体系的に職業リハビリテーションを提供する独立行政法人高齢・障害・求職雇用支援機構が運営する施設

◇ 埼玉県立職業能力開発センター

障害者が就職に必要な知識・技能や実践的な作業能力を身に付け雇用の促進が図られるよう、地域の企業や社会福祉法人、民間教育訓練機関等に委託して職業訓練を実施

【就労移行支援】 窓口 各市区町村窓口

障害者総合支援法による訓練。一般企業等への就労を希望する方に対し、一定期間生産活動などを通して、就労に必要な身体又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【職業準備支援】 窓口 埼玉障害者職業センター

作業室に一定期間通い、就労に必要な基本的な労働習慣や職業に必要な知識を身につけるための作業訓練や講習会を行います。受講費用は無料です。

【職場実習・基礎訓練】 窓口 障害者就業・生活支援センター・市区町村就労支援センター

就労準備として、センター内や協力事業所、関連施設等で基礎訓練や実習等を行います。また、身近な地域で働けるよう地域の企業等の職場開拓も行っています。

【障害者対象委託訓練】 窓口 職業能力開発センター・ハローワーク

県内の企業・社会福祉法人・NPO法人等に委託してパソコン操作やパン製造、清掃などの訓練を行う障害者対象の職業訓練です。ハローワークへの求職登録が必要です。訓練費用は無料です。

就労・継続の支援



<一般就労・障害者雇用>

【職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援】 窓口 埼玉障害者職業センター

就職先の事業所に職場適応援助者（ジョブコーチ）が出向き、仕事の円滑な進め方の提案や職場内での人間関係作り等について支援します。

【障害者トライアル雇用事業（ハローワーク等の紹介による）】 窓口 ハローワーク

試行雇用を通して、企業と障害者の理解を深め、その後の常用雇用への移行や障害者雇用のきっかけを作るための制度で、事業主に対して奨励金が支給されます。ハローワークへの求職登録が必要です。

【特定求職者雇用開発助成金 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース】 窓口 ハローワーク

ハローワーク等の紹介で障害者手帳を所持していない発達障害者及び難病のある人を継続して雇用したとき、雇い入れる事業主に対して賃金の一部を一定期間助成する制度です。

【就労定着支援】 窓口 各市区町村窓口

障害者総合支援法による支援。就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用されてから6月を経過した障害者の就労継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けた支援を行います。

障害者の雇用の促進等に関する法律により民間企業の障害者の法定雇用率(2.2%)が定められており、雇用率に達していない場合は事業主に対して障害者雇用納付金が課せられます。

※ 雇用率に算定される「障害者」とは障害者手帳(身体・知的・精神)の所持が条件です。

<福祉的就労>

【就労継続支援】 窓口 各市区町村窓口

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「雇成型」と「非雇成型」があります。

A型「雇成型」：一般就労は困難ですが、適切な支援によって、雇用契約に基づく就労ができる障害者に、雇用契約により働く場を提供します。

B型「非雇成型」：一般就労が困難な障害者に、パンの製造や工芸品の製造など、働く場を提供します。

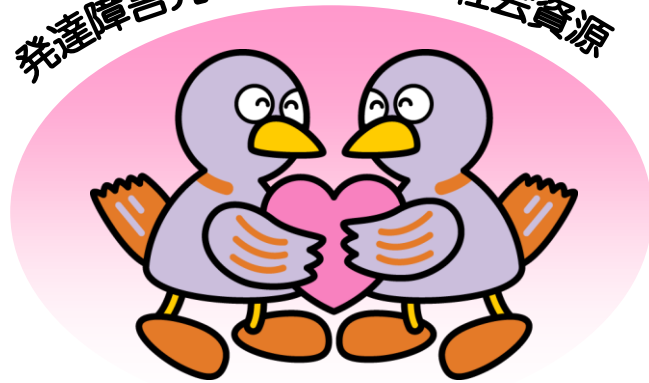
どこに相談すればいいの？

その人にあった制度やサービスを利用するためには、専門の相談機関に相談しましょう。また、ご本人を支えるご家族への支援もとても大切です。親の会・障害者団体などで、同じ経験をされたご家族に相談してみてもいいかもしれません。



相談窓口	相談の内容	連絡先
埼玉県発達障害総合支援センター	発達障害に関する相談（18歳以下）	TEL 048-601-5551
発達障害者支援センター「まほろば」	発達障害に関する相談（19歳以上）	TEL 049-239-3553/3554
中核発達支援センター	発達障害の診療・療育の拠点	各センター（埼玉県発達障害総合支援センターHPに一覧情報）
地域療育センター	発達障害児（～小3）の個別療育	各センター（埼玉県発達障害総合支援センターHPに一覧情報）
埼玉県立精神保健福祉センター	精神保健福祉に関する相談	TEL 048-723-3333(代表)
保健所	精神保健福祉に関する相談	各保健所（県保健医療政策課HPに一覧情報）
児童相談所	児童福祉、知的障害に関する相談	各児童相談所（県こども安全課HPに一覧情報）
市区町村	障害者総合支援法 障害者手帳・各種手当等 障害に関する総合的な相談	障害者福祉担当課
	母子保健・子育てに関する相談	保健センター
	障害基礎年金・高額療養費に関する相談	国民年金・国民健康保険担当課
	学校生活に関する相談（教育相談）	教育委員会
埼玉県立総合教育センター	学校生活に関する相談（教育相談） （よい子の電話教育相談:保護者用）	TEL 048-556-0874
地域子育て支援センター	子育てに関する相談	各センター（県少子政策課HPに一覧情報）
児童家庭支援センター	児童の問題に関する助言指導	各センター（県こども安全課HPに一覧情報）
障害者生活支援センター	障害者の地域生活支援に関する相談	各市区町村にお問い合わせください
公共職業安定所（ハローワーク）	就労に関する相談	各ハローワーク（厚生労働省埼玉労働局HPに一覧情報）
埼玉障害者職業センター	就労に関する相談	TEL 048-854-3222
埼玉県障害者雇用サポートセンター	就労に関する相談	TEL 048-827-0540
発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）	就労に関する相談	各センター（埼玉県発達障害総合支援センターHPに一覧情報）
市町村障害者就労支援センター	就労に関する相談	各センター（県雇用労働課HPに一覧情報）
障害者就業・生活支援センター	就労・生活に関する相談	各センター（県雇用労働課HPに一覧情報）
埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター	権利擁護・成年後見制度に関する相談	TEL 048-822-1204/1240
JDDnet 埼玉（親の会のネットワーク団体）	埼玉県自閉症協会	TEL 090-6144-2793
	えじそんくらぶ 埼玉『にじいろのタネ』	✉ nijiironotane.saitama@gmail.com
	埼玉親の会「麦」	✉ mugi.saitama89@gmail.com
	狭山フレンズ	✉ houkintou2013@yahoo.co.jp
	よつばくらぶ	✉ yotsubaclub@hotmail.co.jp

発達障害児・者を支える社会資源



☆平成 23 年 4 月 1 日発行（最終改訂 令和 4 年 8 月 1 日）

埼玉県発達障害総合支援センター

〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 2

TEL 048-601-5551